

# 第三次医療情報通信ネットワーク構築業務委託 契約書（案）

- |         |   |
|---------|---|
| 1 業務の名称 | 第三次医療情報通信ネットワーク構築業務                         |
| 2 規格・形式 | 第三次医療情報通信ネットワーク構築業務委託事業<br>(詳細は別紙仕様書のとおり)   |
| 3 数量    | 一式  |
| 4 委託金額  | 金 _____ 円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 _____ 円) |
| 5 委託期間  | 契約締結の日から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで           |
| 6 納入場所  | 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号<br>宮城県立こども病院            |
| 7 契約保証金 | 金 _____ 円 ・ 免除                              |
| 8 納入方法  | 発注者の指示による。                                  |

宮城県立こども病院（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、上記業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

## （総則）

- 第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に委託業務を完了するものとする。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

## （権利義務の譲渡等）

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

## （契約の保証）

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- （1） 契約保証金の納付
  - （2） 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - （3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
  - （4） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(著作権の譲渡等)

第4条 この契約により仕様書で指定する成果物(以下単に「成果物」という。)のうち受注者が従前から所有していた産業財産権及びこれに関する著作権並びに第三者が権利を有するソフトウェアの産業財産権及びこれに関する著作権は、受注者又は当該第三者に帰属する。

- 2 成果物のうち、発注者のために新たに作成された成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受注者は発注者に、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を、発注者から受注者に対価が完済されたときに移転するものとする。
- (2) 受注者は、事前に発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権法第18条、第19条及び第20条に規定する権利を行使しないものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この契約を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約を履行するに際し、受注者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、発注者の必要な範囲において使用することを許諾するものとする。

(主任担当者等)

第7条 受注者は、委託業務の履行について、委託業務の進捗管理をつかさどる主任担当者及び委託業務の従事者を定め、書面をもってその氏名及び必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 発注者は、受注者の定めた主任担当者及び従事者のうち、委託業務の履行に不相当と認められる者があるときは、受注者に対しその変更その他必要な措置を求めることができるものとする。

(作業日程表)

第8条 受注者は、この契約締結後7日以内に作業日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により提出された作業日程表について、必要があると認めるときは、受注者と協議してその内容等について変更することができるものとする。

(管理体制)

第9条 受注者は、次に掲げる事項について書面を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 情報資産の管理体制
- (2) 障害発生時及び緊急事態に備えた連絡体制

- 2 発注者は、前項の規定により提出された書面について、委託業務の履行上不相当と認められる事項があるときは、受注者に対しその変更その他必要な措置を求めることができるものとする。

(委託業務の調査等)

- 第10条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を求めることができるものとする。
- 2 受注者は、情報管理に関し問題が発生した場合、速やかに発注者に報告の上、その指示により調査を行わなければならない。

(資料等の提供)

- 第11条 発注者は、委託業務の遂行に必要な資料、機器等の提供について受注者から申請があった場合、その是非を検討し、相当な理由があると認められるときは、受注者に対し無償で開示、貸与等を行うものとする。

(資料等の管理)

- 第12条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料及び機器等並びに契約履行のために受注者が作成した資料及び機器等を委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料及び機器等並びに契約履行のために受注者が作成した資料及び機器等を発注者の書面による事前の承諾を得ないで複製し、又は委託業務の作業場所から持ち出してはならない。
- 3 受注者は、委託業務の実施に当たって、受注者の管理下の施設において次に掲げる安全管理上の必要な措置を執らなければならない。
- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
  - (2) 発注者から提供された資料、機器その他の貸与品の保管管理
  - (3) 成果物、成果物の製造又は成果物の利用に必要となる物品であらかじめ作成されていた物及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票、CD-R及びUSBメモリ等の記録媒体を含む。）の使用及び保管
  - (4) その他仕様書で指定したもの
- 4 発注者は、前項の内容を確認するため、受注者に対して、個人情報の管理を含めた受注者の安全管理体制全般に係る作業手順等の資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 発注者は、受注者に対して、機密に関わる作業従事者の誓約書の提出を求めることができるものとする。

(個人情報の管理)

- 第13条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(資料等の返還)

- 第14条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された資料、機器その他の貸与品を委託業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、個人情報に係る貸与品については、個人情報の管理記録を併せて提出しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

- 第15条 受注者は、成果物の作成のために、受注者の保有する記録媒体（CD-R、USBメモリ及び出力帳票等の媒体をいう。以下同じ。）に存在する一切の情報について、第21条に規定する検査の終了後、全て消去しなければならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の消去結果について、受注者は、記録媒体ごとに消去した情報項目、数量、消去方法、消去日時等を書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 第5条の規定により発注者が承諾した再委託先がある場合は、再委託先の情報の消去について受注者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含めなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(委託期間の延長)

第17条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。

2 前項の規定により委託期間を延長するときは、その延長日数について、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約保証金)

第18条 第16条の規定により業務内容を変更する場合において、委託金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させるものとする。ただし、既納契約保証金が、変更後の委託金額の100分の10以上あるときは、受注者は、その差額の納入を要しない。

3 発注者は、受注者が契約の履行を全て完了し、第22条の規定により委託金を請求したときは、受注者の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(損害による必要経費の負担)

第19条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、その責めの範囲において発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第20条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年2.7%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(検査及び引渡し)

第21条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に成果物の検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査を第三者に委託して行うことができるものとする。

4 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前2項の検査に立ち会うものとする。

5 受注者は、前項の立会いを行わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 第2項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。

7 検査において必要な経費は、第3項の規定により第三者に検査を委託する費用を除き、全て受注者の負担とする。

- 8 受注者は、検査の結果合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡すものとする。
- 9 第2項から第5項まで及び第7項の規定は、第6項に規定する再検査について準用する。

(委託金の支払)

- 第22条 受注者は、前条第8項の規定により成果物を発注者に引き渡したときは、発注者に対して委託金の支払を請求することができるものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に委託金を支払わなければならない。

(かし担保)

- 第23条 発注者は、第21条第8項に定める成果物の引渡しの日から13月間、受注者に対して成果物のかしの修補を請求できるものとする。ただし、受注者がかしのあることを知っていたときは、この期間に限らない。
- 2 受注者が前項の修補に応じないときは、発注者がこれを行いその費用を受注者から徴収するものとする。
  - 3 発注者は、成果物のかしにより損害を受けたときは、その損害の賠償を求めることができる。

(契約の解除)

- 第24条 発注者は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者の責めに帰する理由により委託期間内に委託業務を完了することができないと認められるとき。
  - (2) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。
- 2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。
- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(契約解除の違約金)

第26条 受注者は、前2条の規定により、契約が解除された場合においては、委託金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

(契約解除による損害賠償)

第27条 発注者は、第24条及び第25条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、第24条及び第25条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

(秘密の保持)

第28条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

2 受注者は、前項の規定に関し、その使用人に対して秘密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

(運搬責任)

第29条 委託業務に係る支給用品、貸与品、資料及び成果物の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は、受注者の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第30条 この契約に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第31条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第32条 発注者、受注者いずれの責めにも帰すことができない事由により、引渡前に生じた物品の滅失、き損、その他の損害は受注者の負担とし、引渡後に生じた損害は発注者の負担とする。

(その他)

第33条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 (理事長)

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、（※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら収集し、又は作成した）個人情報が記録された資料は、業務完了後（※使用する必要がなくなった場合は、）直ちに（※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する）ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する（※必要がある）ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 「発注者」は実施機関を、「受注者」は委託先をいう。

2 特記事項中の（※）の箇所については、委託等の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

3 特記事項等に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常この契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、この契約において契約事項として措置されてない場合には、措置する必要がある。

4 委託等の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。